

## 第 65 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

# 開催記録（案）

### 1 開催概要

- 日時：令和 8 年 3 月 11 日（水）10：00 ～ 12：00
- 場所：TKP ガーデンシティ PREMIUM 品川 ホール 5A
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・谷川 章雄氏（早稲田大学名誉教授）</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老川 慶喜氏（立教大学名誉教授）</li> <li>・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー）</li> <li>オンライン 古関 潤一氏（東京大学名誉教授・ライト工業株式会社 R&amp;Dセンター テクニカルオフィサー）</li> </ul>
オブザーバー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化庁文化財第二課 史跡部門</li> <li>・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課</li> <li>・港区街づくり支援部</li> <li>・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課</li> <li>・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課</li> <li>・東京都 交通局 建設工務部 計画改良課</li> <li>・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部</li> <li>・JR 東日本コンサルタンツ株式会社</li> <li>・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門</li> <li>・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部</li> <li>・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部</li> <li>・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部</li> </ul>
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門</li> <li>・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部</li> <li>・東日本旅客鉄道株式会社 建設工務部</li> <li>・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部</li> <li>・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 他</li> </ul>
サポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パシフィックコンサルタンツ株式会社</li> </ul>

■ 当日配付資料

1) 前回議事録確認

- ・ 次第
- ・ 資料 1：第 64 回委員会（2/4）部会②の議事録

2) 全体会

- ・ 次第
- ・ 資料 1：「5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について(5)」に対する当社の見解について（JR 東日本）
- ・ 別紙 1：現地保存の検討対象の「信号機跡を含む 5・6 街区間」について
- ・ 別紙 2-1：高輪築堤と開発計画の関係（基本図・平面）
- ・ 別紙 2-2：6 街区南部の調査状況（第 8 橋梁北横仕切堤付近）
- ・ 別紙 2-3：高輪築堤と開発計画の関係
- ・ 資料 2：6 街区南部の調査状況について
- ・ 資料 3：第 19 回「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」議事録・資料

## 2 議事要旨

---

### 2.1 議事録確認

#### (1) 開会

- 第 65 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。(事務局)

#### (2) 議事録確認

##### 1) 第 64 回委員会 (2/4) 部会②の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

### 2.2 全体会

#### (1) 開会

- 第 65 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の全体会を開会する。(委員長)

#### (2) 「5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について(5)」に対する当社の見解について (JR 東日本)

- 資料 1、別紙 1、別紙 2 について説明する。(事務局 JR)

##### <説明概要>

- ・「5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について(5)」(以下、委員見解(5))における信号機跡を含む 5・6 街区間の築堤部の現地保存の再検討要望及び 6 街区南部の調査成果の取りまとめについて JR の見解を示す。
- ・5・6 街区における築堤部 100m 以上の区間の現地保存が困難という点を理解いただいたと受け止めている。
- ・信号機跡を含む 5・6 街区間は、JR のみでは検討の深度化が困難であるため、第 19 回「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤の価値・あり方に関する有識者検討会議」(以下、有識者検討会議)の議論も踏まえ、JR を含む関係事業者、関係行政機関、有識者による協議体を立ち上げて検討を行うこととし、既に協議を開始した。
- ・この協議体は、5・6 街区の決定済みの都市計画の変更等の開発計画の変更を伴うことも想定され、各種法令等に基づく手続きに向けた具体的な協議を進める中での検討・協議となり、一定の時間を要する。
- ・協議体で扱う現地保存の検討対象は、別紙 1 に示す 5・6 街区間約 45m と信号機跡約 4m を含む約 50m とする。

- ・協議体の協議結果は本委員会でも報告する予定。検討・協議の結果が得られた際には本委員会において保護措置に係る助言を取りまとめてもらいたい。
  - ・6 街区南部は、第 8 橋梁北横仕切堤の文化財的価値を鑑み、費用増を伴う計画変更を実施して第 8 橋梁北横仕切堤を含む築堤部約 110m の現地保存を実現した。
  - ・今後は 5・6 街区の具体的な設計及び都市計画協議等を進め、1～6 街区全体で高輪築堤の保存継承と両立した公共性の高いまちづくりを早期に完成させ、国際交流拠点・品川の実現に貢献したいと考えている。
- 信号機跡含む 5・6 街区間の現地保存の再度の検討要望について、別途協議体で検討を進めるということで、要望を受け入れてもらったことに感謝する。(委員長)
  - 開発計画に係わる協議について、協議の内容についてよくわからないこと。本委員会の設置主旨からしても所掌の外であり、関与しない。ただし、5・6 街区間の遺構の現地保存のために必要な協議であれば、開発計画に関する具体的な協議を開始することに異論はなく、お願いしたい。(委員長)
  - 5・6 街区間の現地保存の検討について 2025 年 4 月に要望したが、具体的な取り組みが始まったことを評価する。(古関委員)
  - 協議体では、計画の変更も含めて全体を俯瞰した具体的な検討を進めてもらうことを期待する。(古関委員)
  - 6 街区南部の第 8 橋梁北横仕切堤について、従来から本委員会では横仕切堤が高輪築堤と同等に極めて価値が高いと評価してきた。(委員長)
  - JR から第 8 橋梁北横仕切堤を含む築堤部の現地保存が可能という見解が出されていたが、手続きとして開発計画と築堤部及び第 8 橋梁北横仕切堤の関係と、これまで第 7・第 8 橋梁で 4 箇所把握されている横仕切堤の中で第 8 橋梁北横仕切堤がどういう位置付けなのかを明確にしておく必要がある。この手続きを進めるものと理解する。(委員長)

### (3) 6 街区南部の調査状況について

- 資料 2 について説明する。(港区)

#### <説明概要>

- ・これまで 6 街区南部で行った調査を報告した第 22 回及び第 59 回委員会の内容を踏まえてまとめた資料を説明する。
- ・調査結果から、北横仕切堤のおおよその位置がわかってきた。
- ・第 7 橋梁北横仕切堤は、築堤が先に作られた後に仕切堤が構築された。しかし、第 8 橋梁北横仕切堤においては築堤が先か仕切堤が先かは、わかっていない。
- ・第 7 橋梁の横仕切堤の側面は、橋梁側が石積み、その反対側が木製の土留で作られていた。
- ・東海道側はこれまでの調査より現国道 15 号歩車道境界から 5m 程度セットバック

クした位置であり、そこを起点として文献の延長を図示すると、築堤との接合点はかなり海側の石積みに近い位置になることがわかった。

- ・第 8 橋梁南横仕切堤以外の 3 つの仕切堤は同じ寸法で構築されていること、第 7 橋梁南横仕切堤の方が高い位置まで石積みが残っていることがわかっていてる。
- ・新橋～横浜間で「南北横仕切堤」があるのは第 7、第 8 橋梁のみであり、希少性の高い遺構であると考えている。

- 4 か所の横仕切堤を比較すると、特徴が分かってきた。移築保存を要望している第 7 橋梁南横仕切堤の遺存状況がよかったことは疑いない。(委員長)
- 第 8 橋梁の横仕切堤が第 7 橋梁の横仕切堤よりも長さが長いことは、東海道護岸と築堤の距離に関係するのだろう。(委員長)
- 第 8 橋梁の横仕切堤を構成する石垣は大ぶりの石が多い印象であり、恐らく東海道の護岸の石を転用したものだろうと思うが、データで比較する必要がある。(委員長)
- 第 8 橋梁北横仕切堤と大下水の関係は都市インフラの観点で興味深い。(委員長)
- このような資料にまとめてもらい感謝する。以上の内容を踏まえて次回の本委員会で委員見解を示したい。(委員長)

#### (4) 第 19 回『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」議事録・資料の共有

- 資料 3 について説明する。(事務局 JR)

##### <説明概要>

- ・第 19 回有識者検討会議の議事録と資料の共有である。
- ・有識者からの都市計画の見直しと協議体についての検討提言が記録されている。

#### (5) その他

#### (6) 閉会

- 最後に文化財行政からコメントをもらう。
  - ← (文化庁) 5・6 街区間の協議体には文化庁も参加しているので、実現に向けてやれることをやりたいと思っている。
  - ← (東京都) 文化庁と同様に 5・6 街区間の協議について、協力していきたい。
  - ← (港区) 5・6 街区間の協議体での検討結果の内容を注視していきたい。
- 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲について、京急連立 1 工区の範囲を変更したことを報告する。(東京都)

- 次回委員会は4月8日(水)10時00分より、会場はJR東日本現地会議室での開催を予定する。本日はこれで閉会とする。(事務局 JR)

## 3 議事録

### 3.1 議事録確認

#### (1) 開会

(事務局京急) 第 65 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。部会①②は非開催となる。

- ・ 資料確認
- ・ オンラインの案内
- ・ 次第説明

#### (2) 議事録確認

##### 1) 第 64 回委員会 (2/4) 部会②の議事録確認

- 修正指摘なし。(委員一同)

### 3.2 全体会

#### (1) 開会

(委員長) 次第に沿って進める。

#### (2) 「5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について(5)」に対する当社の見解について (JR 東日本)

(事務局 JR) 資料 1 について説明する。別紙 1、別紙 2 を用意しているので併せて見てもらいたい。委員見解「5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について(5)」で示された 2 つの要望への回答を含めた当社見解となる。資料 1 の 2 ページ目 3.より説明する。5・6 街区における築堤部 100m 以上の区間の現地保存が困難である点を理解いただいたと受け止めている。信号機跡を含む 5・6 街区間の築堤部の現地保存については、これまで説明しているとおり、当社の開発計画以外の公共事業も進む状況であり、当社だけでは検討の深度化が困難な状況である。しかし再度の要望として真摯に受け止め、加えて 2026 年 2 月 18 日の「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議での議論も踏まえ、当社を含めた関係事業者、関係行政機関及び有識者による協議体において検討・協議を進めることになり、既に開始している。この協議体の検討・協議の結

果については改めて本委員会で報告する予定である。この協議体は、5・6街区の決定済みの都市計画の変更や建物等、開発計画の変更を伴うことが想定される。各種法令等に基づく手続きに向けた具体的な協議を進める中での検討・協議となるため、一定期間の時間を要することを理解いただきたい。協議体で扱う現地保存の検討対象は別紙 1 に赤枠で示す 5・6 街区间約 45m、信号機跡約 4m を含む約 50m の範囲を前提とする。次に 6 街区南部に関しては、委員見解を踏まえ、第 8 橋梁北横仕切堤の調査成果の取りまとめを行った。(別紙 2 参照) なお、取りまとめには東京都教育庁、港区教育委員会の協力を得ている。6 街区南部における開発計画との関係については、これまで説明しているように第 8 橋梁北横仕切堤の文化財的価値かつ旧品川停車場に繋がる部分という点を踏まえ、費用増を伴う計画変更を実施し、第 8 橋梁部北横仕切堤を含む築堤部約 110m の現地保存を実現している。今後については、3 月にグランドオープンを迎える 1~4 街区のまちづくりに続き、5・6 街区においても具体的な設計及び都市計画協議等を進め、1~6 街区全体で高輪築堤の保存継承と両立した公共性の高いまちづくりを早期に完成させ、国際交流拠点・品川の実現に貢献していきたいと考えている。5・6 街区间における現地保存の検討に関して建設的な議論を進め、その検討結果が得られた際は本委員会において保護措置に係る助言を取りまとめてもらいたい。

(委員長)

質問、意見はあるか。

(委員長)

委員見解(5)における我々の要望に対して、2 点の見解を頂いた。1 点目は信号機跡を含む 5・6 街区间の現地保存に関する再度の検討要望である。これに関しては、別の協議体で検討を行って頂くということであった。委員要望を受け入れてもらったことに関して改めて感謝したい。JR 見解に 5・6 街区の開発計画に関する各種法令等に基づく具体的な協議を進めると記載されているが、検討委員会としては協議の内容についてよくわからないこと。そもそも開発計画に係わる協議は本委員会の設置の主旨からしても所掌の外であり、本委員会が関与するものではないものと思っている。ただし、本委員会では 5・6 街区间における遺構の現地保存を要望しているため、5・6 街区间の遺構の現地保存のために必要な協議であれば、協議を開始することに異論はなく委員見解(5)に基づいてお願いしたい。2 点目、6 街区南部の第 8 橋梁北横仕切堤については、従来から本委員会では、横仕切堤は高輪築堤と同等で極めて価値が高いと評価してきた。JR から 6 街区南部で第 8 橋梁北横仕切堤を含む築堤部の現地保存が可能であるという見解が出されていたが、手続きとして築堤部及び第 8 橋梁北横仕切堤の関係を把握しておく必要がある。また、これまで第 7 橋梁、第 8 橋梁で都合 4 か所の横仕切堤を把握しているので、これらの中で第 8 橋梁北横仕切堤がどういう位置付けなのかを明確にしておく必要がある。

る。これらは手続きの話であり、横仕切堤の文化財的価値を変えるものではなく、高輪築堤を構成する要素として極めて重要であるという見解に変わりはない。資料 2 で説明を頂くことになるが、その手続きを進めてもらうものと理解している。

- (古関委員) 5・6 街区間及び信号機跡の件は、私から 2025 年 4 月に検討を要望していた。それに対して具体的な取り組みが始まったことは評価する。本委員会に出席されている方も、されていない方も含めた協議体と想像するが、計画の変更も含め、全体を俯瞰した具体的な検討を進めてもらうことを期待する。
- (東京都) 別紙 1 の 6 街区南部を示す線が 6 街区の建物敷地に入っているように見えるので、別紙 1 と別紙 2 の表記を合わせてもらいたい。
- (事務局 JR) 指摘の通り、6 街区南部の 110m の範囲が 6 街区建物敷地に入り込んでいるような記載になっているが、誤植である。別紙 2-2 の表記も含めて確認し、修正をおこなう。
- (文化庁) 別紙 1 の 5・6 街区間を示す赤色囲いの範囲について、南北は道と信号機までの間で意味があると思うが、東西はまだ特に意味はないということで、これから調整という理解で良いか。
- (事務局 JR) 赤色囲いは信号機跡を含む 5・6 街区間の南北方向約 50m を提示した図の表現であり、東西方向は未確定である。
- (委員長) 赤色囲いが協議体での検討範囲ではなく、本資料における拡大図の範囲を示しているということによいか。
- (事務局 JR) 赤色囲いは信号機跡を含む 5・6 街区間の南北方向約 50m を示しており、本資料における拡大図の範囲という認識で良い。協議体での検討範囲となる東西方向はもう少し広い範囲になろうかと思う。
- (委員長) 他になければ、次に進める。

### (3) 6 街区南部の調査状況について

- (港区) 資料 2 について、6 街区南部で行った調査をまとめて報告する。第 8 橋梁北横仕切堤は、第 22 回及び第 59 回検討委員会で報告している。第 22 回は JR 線に近い東側の範囲で、高輪第 1 暗渠の蓋石と隣接する位置に、北横仕切堤の石積みに伴う裏込め石、北側に 3 本の杭列を確認している。第 59 回委員会では京急線の高架橋の脇でも、同様の遺構が出てきていることを説明した。59 回の説明範囲よりも更に国道側では、京急が暗渠の横の試掘を行っている。こちらでも高輪第 1 暗渠の横に石積みが確認され、北横仕切堤の続きであろうというところまで整理されている。これらの調査結果より、第 8 橋梁の北横仕切堤のおおよその位置が分かってきた。第 7 橋梁の横仕切堤は、橋梁を挟んで南北に設置され、築堤と東海道を直交して結ぶような通路になっていた。第 7 橋梁北横仕切堤は、仕切堤を先に作ってから築堤が構

築されたこと、仕切堤の橋梁側の側面が石積みで、反対側が木製の土留で作られていたこともわかっている。一方、第7橋梁南横仕切堤は、築堤が先に構築され、その後に南横仕切堤が接続されていた。これらを頭に置きつつ、第7橋梁、第8橋梁の整備時の仕様を「従東京新橋至横浜野毛裏鐵道諸建築費用綱目」(大島盈株 1899)を改めて確認した。仕様に記載されている長さ・高さ・上幅の寸法情報より、想定する第8橋梁北横仕切堤の位置及び範囲を資料2-3の図に示す。東海道の壁面位置は北棟や4-2街区の調査から、現国道15号の歩車道境界から5m程度セットバックした位置ということが概ね分かっている。よってこの線を起点として、整備時の仕様の長さを図に表現してみると、築堤との接合点は図示する通りかなり海側石積みに近い位置まで伸びていたことがわかった。なお第8橋梁北横仕切堤においては、築堤が先か、仕切堤が先かということは現時点の情報では分からない。仕様から、第8橋梁南横仕切堤以外、第7橋梁の南北横仕切堤と第8橋梁北横仕切堤は同じ寸法で構築されていること、発掘調査の成果から第7橋梁南北横仕切堤の方が高い位置まで石積みが残っていることがわかっている。仕様の中では、新橋～横浜間の22ヶ所の橋梁のうち「南北横仕切堤」という項目があるのは第7、第8橋梁のみであり、希少性の高い遺構と考えている。

(委員長)

質問、意見はあるか。

(委員長)

4か所の横仕切堤を比較してみると、特徴が分かってきた。移築保存を要望している第7橋梁南横仕切堤の遺存状況がよかったことは疑いない。第8橋梁の横仕切堤の方が第7橋梁の横仕切堤よりも長さが長いという文献記録があるので、築堤との関係は不明であるが東海道護岸と築堤の距離に関係するのだろう。第8橋梁の横仕切堤を構成する石垣は大ぶりの石が多い印象であったため、恐らく東海道の護岸の石を転用したものだろうと現地では思っていたが、これはデータで比較する必要がある。第8橋梁の北横仕切堤と大下水との関係もあり、都市のインフラという観点で興味深い点である。

(委員長)

このような資料をまとめて頂き感謝する。以上の内容を踏まえて来月の委員会で委員見解を示したい。

(委員長)

他に何かなければ、次に進める。

#### (4) 第19回『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」議事録・資料の共有

(事務局 JR)

資料3は2026年2月18日に開催された『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」の議事録及び資料の共有である。議事録では4ページに記載があるが、資料5を用いて有識者の中井氏から都市計画の見直しと検討する協議体に

ついて提言を頂いている。有識者検討会議としては提言に賛成であり、関係者で連携して進めてもらいたいとご意見をいただいている。

(委員長)

質問、意見はあるか。

(委員長)

他に何かなければ、次に進める。

## (5) その他

(委員長)

その他は何かあるか。

(委員長)

他に何かなければ、次に進める。

## (6) 閉会

(委員長)

特になければ閉会する。

(委員長)

最後に文化財行政からコメントをもらう。

(文化庁)

全体会の方の 5・6 街区間の協議体には文化庁も参加している。実現に向け、やれることをやりたいと思っている。

(東京都)

文化庁と同様であるが、5・6 街区間の協議について協力していきたい。なお、東京都教育庁から 1 点報告がある。

(東京都)

周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲が一部変更になったので報告する。既に調査が完了している京急連立 1 工区の箇所となり、複線期の盛土が当初考えていたよりも西側に広がったということで、港区教育委員会からの申請をもって 2026 年 2 月 10 日に京急連立 1 工区の部分の範囲を西側に範囲を広げた。今後東京都遺跡地凶情報インターネット提供サービスでの表示が更新された際には改めて報告する。

(港区)

5・6 街区間の協議体による検討結果の内容を注視していきたい。

(事務局 JR)

本日の議事録確認について、3 月 25 日の開催を予定する第 20 回「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」において、本日の議事録を提示するため、全体会の議事録は書面確認で進めたい。スケジュールは改めて事務局より連絡する。

(事務局 JR)

次回の定例委員会は、4 月 8 日(水) 10 時 00 分より、会場は JR 東日本現地会議室を予定する。お忙しい中貴重なご意見をありがとうございました。閉会とする。